

# 高血圧、高脂血症、糖尿病で通院中の患者さまへ

2024年5月

いつも当クリニックをご利用いただき誠にありがとうございます。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、

厚生労働省は2024年6月1日に施行される診療報酬改定に際し、

これまで診療所で算定してきた『特定疾患管理料』の対象疾患を見直すこととなりました。

このことにより、「**高血圧、高脂血症、糖尿病**」のいずれかで通院中の患者さまにおかれましては、2024年6月1日から新たに『生活習慣病管理料』を算定させていただくこととなります。

対象の疾患で通院中の患者さまに応じた診療計画をともに考えることでより専門的・総合的な治療管理を実施させていただきます。

ご受診の際には目標設定、血圧・体重・食事や運動に関する具体的な指導内容や検査結果を記載した『療養計画書』をお渡しいたします。

この『療養計画書』の初回作成時および内容変更時には患者さまのご署名が必要となりますのでご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

☆患者さまの自己負担額に大きな変更はございません。

